

各 所 属 長 殿

財 務 部 長
(担 当 財 務 課)

市議会あて議会選出の委員の人選を依頼する
場合等の取扱いについて（通知）

このことについて、今後下記により行うこととしたので、貴所属職員に周知徹底のうえ、事務処理等に遺漏のないようにしてください。

記

1 附属機関の委員等として議員の人選を依頼する場合

(1) 当該委員等の任命権者が市長である場合

各所属からの依頼に基づき財務課から市議会あて依頼し、その結果については財務課から各所属へ通知する。この場合依頼、通知とも文書で行うものとし、各所属長の財務課長に対する依頼文書には、委員等の名称、人数、任期、推薦依頼理由を明記すること。

(2) 当該委員等の任命権者が市長以外（各種行政委員会等）である場合

従来どおり各所属から市議会あて依頼し、その写しを一部財務課あて送付すること。

なお、依頼はすべて議長に対して行うこと。（各常任委員長や特定の議員あてではないことに留意すること。）

(3) 上記(1)、(2)の場合ともに、根拠となる規則等を添付すること。

2 竣工式等に伴い正副議長の出席を依頼（案内）する場合

正副議長の出席を依頼する場合は議会事務局を通じて依頼し、その他の議員の出席依頼については各所属において直接議員に依頼することとする。

なお、この場合、各所属から財務課を通さず直接依頼することについては、従来と変わらない。

3 その他

市議会あて議会選出の委員の人選を依頼する場合等の取扱いについて（昭和 51 年 6 月 23 日新財第 547 号）は、廃止する。

〔記載例〕

新 第 号
年 月 日

(あて先) 財務課長

課長
(担当 係)

審議会委員の推薦手続きについて(依頼)

このことについて、委員の推薦手続きを別紙のとおり依頼いたします。

(別 紙)

1 委員等の名称 審議会委員

2 推 薦 委 員 数 人

3 任 期 年 月 日から
年 月 日まで

4 推薦依頼理由等

.....として設置されている 審議会委員の任期満了に伴い、次期委員委嘱のため委員を 月 日までに推薦してください。